

令和7年度 新井戸尻考古館 基本設計業務委託 プロポーザル実施要項

1、趣旨及び目的

新しい井戸尻考古館を建設するにあたり、「明日の井戸尻検討委員会」による5回の会議と、それを受けた「新井戸尻考古館建設専門委員会」による10回の会議を基に策定した「新しい富士見町の考古館建設と井戸尻遺跡群の保存活用に向けて 富士見町新井戸尻考古館基本計画」の具体化を図るため、設計を委ねるにふさわしい適性を備えた設計者を選定する事を目的とする。

2、業務概要

- (1)業務の名称 令和7年度 新井戸尻考古館 基本設計業務委託
- (2)業務場所 長野県諏訪郡富士見町境 新井戸尻考古館
- (3)業務内容 新井戸尻考古館の基本設計
- (4)業務期間 委託契約締結日から令和8年1月末日まで
- (5)委託予定金額 16,000千円(消費税込み)を上限とする

3、敷地概要等

項目	内容
施設名	井戸尻考古館
所在地	富士見町境7042-2ほか
用途地域等	都市計画区域内 非線引き 用途無指定
建ぺい率・容積率	建ぺい率60% 容積率200%
敷地面積	6,304㎡
地目等	田(10筆) 上下水道、電気、周辺道路等
建築条件	「富士見町新井戸尻考古館基本計画」による
想定工事費	733,000千円以内(消費税込み) ※上記工事費内で実現可能な提案とする。なお工事費には、建築工事費・電気・機械設備工事費、付帯工事、外構工事費、展示工事費が含まれる。 ※造付什器は想定工事費に含む。 ※杭工事費は含まない。 ※解体工事は別途工事費とする。

その他留意事項	「文化財公開施設の計画に関する指針」(平成7年8月文化庁文化財保護部)に適合した提案とすること。
---------	--

4、プロポーザル応募内容

(1)参加資格要件

以下の要件を全て満たす者とする。

- ア) 提案書提出までに、富士見町競争入札参加資格者名簿(「建築コンサルタント」に限る。)に登録されていること。
- イ) 他の企業の連携、協力事業者として本プロポーザルに参加していないこと。
- ウ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は富士見町財務規則第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- エ) 入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- オ) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始申し立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと(会社更生法の規定による更生計画認可、又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く)。
- カ) 富士見町暴力団排除条例(平成24年富士見町条例第26号)に規定する暴力団または同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- キ) 長野県内に本社、本店・支店・営業所等を有している企業であること。
- ク) 建築士法(昭和25年法律第202号(以下「建築士法」という。))第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ケ) 建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- コ) 共同企業体で参加申込みをする場合は、以下の要件を全て満たしていること。
 - a) 共同企業体は3者以内で構成されていること。
 - b) 共同企業体の代表構成員が申込者であること。
 - c) 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複していないこと。
 - d) 共同企業体の構成員については、上記参加資格のア)からケ)までの要件を満たすものが含まれること、その他構成員については、上記イ)からカ)までの要件を満たしていること。
 - e) 最小出資比率は2社の場合30%以上、3者の場合20%以上とすること。
 - f) 共同企業体は参加申請書の提出時に「共同企業体協定書兼委任状(様式8)」を提出し、提案書の提出期限までに「共同企業体協定書(参考資料)」を提出すること。

(2)参加申込

参加を希望する事業者は、令和7年7月2日(水)までに参加申請書(様式1)及び会社概要(様式2-1、必要に応じて様式2-2)を提出すること。

(3)提出書類

技術提案書の提出者は、次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

- ア 業務実績等調書、配置予定技術者調書については、平成27年4月からプロポーザル公示日まで(直近10年間)に竣工又は実施設計業務を完了した延床面積1,000㎡以上の新築工事で、それぞれの

様式の指定に基づき記入すること。

イ 正は①から⑧までを左上斜めホッチキス留めとし、副は②から⑧までを左上斜めホッチキス留めとする。

提出書類	様式等	提出部数等
①提案書提出届	様式3	正本1部
②提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・A3サイズ用紙(片面横使い)3枚以内 ・課題に対する考え方を簡潔に説明し、文章を補足するためのイラスト、写真、イメージ図(配置図、平面図、内外観)等の簡易な図等の使用も可とする。 ・提案書の様式、縮尺は自由とする。 ・フォントサイズは 10.5pt 以上とする。 ・模型の作成は不可とする。 	正本1部 写し9部
③概算見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・概算工事金額見積書 工事金額を含む総額 ・実施設計及び管理金額見積書 	正1部 写し9部
④業務実績等調書	<ul style="list-style-type: none"> ・様式4及び業務実績が確認できる資料 ・業務実績は参加者のものを記入すること。 	正1部 写し9部
⑤配置予定技術者調書 (管理技術者)	様式5 <ul style="list-style-type: none"> ・業務実績は管理技術者のものを記入すること。 	正1部 写し9部
⑥配置予定技術者調書 (主任技術者)	様式6 <ul style="list-style-type: none"> ・業務実績は主任技術者のものを記入すること。 	正1部 写し9部
⑦協力事業所調書	様式7(該当する場合のみ)	正1部 写し9部
⑧参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・概算工事費 (A4サイズ、片面縦使い、様式自由) ・工期日程(A4サイズ、片面縦使い、様式自由) 	正1部 写し9部

②に含める内容は、「富士見町新井戸尻考古館基本計画」並びに仕様書を基本にし、付帯事項も加味しながら専門家の見地から考古館の建設趣旨に沿った内容とすること。

③は概算見積もり金額とし消費税込みの見積もりとすること。

(4)提案書の課題

提案書の作成に当たっては、「富士見町新井戸尻考古館基本計画」を基に、富士見町の地域特性や、周辺環境との調和、高冷地特有の気候風土等を十分考慮したうえで提案すること。日照、採光、通風等による良好な環境条件を確保し、防災性、防犯性を備えたものとする。

また以下の課題について応える提案とすること。

【課題1】「新井戸尻考古館」建設とともに「井戸尻遺跡群(井戸尻遺跡・曾利遺跡)」を保護する

- ・本事業は老朽化した施設の**新築計画**だけではなく、**周辺の遺跡群の保護**も重視している。
新井戸尻考古館はその拠点として整備される。そのために相応しい機能と建築であること。

【課題2】 歴史民俗資料館、井戸尻史跡公園の活用も含めた提案の一体性

- ・隣接する歴史民俗資料館は**現在のまま維持**し、井戸尻史跡公園と**一体のもの**として活用される。
新井戸尻考古館とは**距離を置くことになるが**、**一体感のある施設**とすること。また**多くの人が何度でも訪れたい**と思う施設となること。

【課題3】 井戸尻考古館の歴史や特性を捉えた提案の的確性

- ・井戸尻考古館は**地域住民有志の手で開設**され、**育てられた博物館**であり、**遺跡の発掘調査や研究の主体は地域住民であった**。「**おらあとう(=おれたち)の考古学**」を**実践してきた井戸尻考古館の、研究活動の個性や独自性が活かされること**。

【課題4】 地形や景観との親和性と、景観を活かした提案の整合性

- ・井戸尻遺跡・井戸尻考古館の**魅力の一つに、優れた周辺の景観と環境がある**。地形や景観、自然環境の一部として**調和すると同時に、周辺の景観を保護する象徴となる建築**であること。

【課題5】 限られた床面積を有効に使う施設

- ・**延床面積が 1,100 m²と限られている中で、教育・普及活動(各種の体験や小規模な講座の開催)を確保するため、単一の目的にしか使わない空間(例:講座にしか使えない講義室)の設置は避け、多目的に使える空間を有すること**。ただし、**国指定文化財の展示、収蔵庫についてはその限りではない**。

5、質問および回答

質問は、別紙様式の質問書で、電子メールにより下記 12 の場所へ令和7年6月23日(月)17 時まで(必着)に提出すること。

なお、電話による質問は受け付けない。また、質問に対する回答は町ホームページに公開する。

6、書類提出期限

(1) 上記4(2)に示す参加申請書等について

- ・令和7年7月2日(水)17 時までに下記12に示す問い合わせ先まで持参するか、または郵送すること。
- ・持参の場合は、土・日曜日及び祝日を除く9時～17時までとする。
- ・郵送の場合は令和7年7月2日(水)17時必着とし、郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

(2) 上記4(3)に示す提案書、図、説明書等について

- ・令和7年8月8日(金)17 時までに下記12に示す問い合わせ先まで持参するか、または郵送すること。
- ・持参の場合は、土・日曜日及び祝日を除く9時～17時までとする。
- ・郵送の場合は令和7年8月8日(金)17時必着とし、郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

7、審査・選考方法など

(1) 選定委員会

受注候補者の選考にあたっては、選定委員会において、選考を行う。なお、参加者が1者のみであっても、選定委員会において内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(2) 選考

ア. 選考方法

- ①多数の企業または共同企業体から提案があった場合は、4者を目安に一次審査(書類選考)を行う。
- ②提案書とプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングに対する評価を行い、最優秀者1者及び次点者1者を特定する。
- ③ヒアリングへの参加人数は4人以内とし、実際に業務を受託した際に主として担当する者を出席させること。
- ④プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分程度とする。
- ⑤プレゼンテーションは、提出した提案書のみを基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。パワーポイント等によりプロジェクターを使用しての説明とすること。
なお、パソコンは提案者が持参すること。プロジェクター、スクリーンは町事務局で用意する。

イ. ヒアリングの開始時刻等

- ①開始時刻、会場は別途通知する。
- ②公正性の観点から、他者の提案を視聴することはできない。
- ③プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

ウ. 結果通知

選考結果は、審査を受けた全員に対して書面で通知する。

8. 選定結果

審査結果は、後日、全員に通知する。

9. 設計業務委託契約の締結

- (1) 町は、最優秀提案者を受注候補者とし、契約締結の交渉を行う。なお、契約交渉が不調となった場合又は参加資格要件を満たさないこと若しくは失格事項に該当することが判明した場合は、次点者と契約交渉を行うこととする。
- (2) 業務委託の条件
 - ア. 配置予定技術者は特別な理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則変更できないものとする。なお、配置技術者の変更においては、当初の配置技術者と同等以上であることについて、町の承諾を得ること。
 - イ. 本業務の実施に当たっては、町と十分協議して進めること。
 - ウ. 設計金額を予定上限額以内に収めること。

10. その他留意事項

- (1)提出された書類については、追加・削除等は原則として認めない。
- (2)町が必要と認めた場合には、追加資料の提出を求めることがある。
- (3)以下の場合は失格となる場合がある。
 - ・提出期限を過ぎて提出された場合
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・選考の公平性を害する行為があった場合

- ・公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
 - ・その他要項に違反するなど選定委員会が不適格と認めた場合
- (4) 提出されたすべての書類は返却しない。ただし、審査以外には利用しない。
- (5) 提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとし、提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
ただし、町は提案者にあらかじめ許可を得て、その一部又は全部を無償で使用(複製、記録、保存、転記又は転写をいう。)することができるものとする。
- (6) 受注候補者及び次点候補者として選定されたものが提出した提案書については、その内容を公開(広報・ホームページ・掲示等)できるものとする。
- (7) プロポーザル参加にかかる報酬はない。この件に要する経費は全て各提出者の負担とする。
- (8) 既成のイラスト等を使用する場合には、必ず内諾を取ってから行うこと。
- (9) プレゼンテーションの必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクターは町で準備するが、パソコンは各事業者が持参すること。(スクリーン及びプロジェクターが必要な場合は、事前にご連絡すること)
- (10) 資料は事前に提出した資料のみ使用すること。
- (11) 審査方法、審査内容及び審査結果等に対する異議は認めない。
- (12) 本プロポーザルは、設計者を決定することを目的に実施するものであり、提案書の内容がそのまま実施設計に採用されるものではない。
- (13) 提案書作成のために町から受領した資料は、町の許可なく公表し、または使用することができない。
- (14) 本事業は地方創生拠点整備交付金(第2世代交付金)を活用して実施するため、契約などの手続きは同交付金の交付決定後に行う。なお、同交付金が交付されない場合は、事業内容を見直すことや事業を実施しないことがある。このことに伴い損害等が生じた場合でも、町はその損害等に対し一切責任を負わないこととする。

11、スケジュール

富士見町新井戸尻考古館基本設計業務委託プロポーザル実施要項により

項番	手続き等	期限等
1	参加者公募開始	令和7年6月11日(水)
2	質問受付	令和7年6月23日(月) 17時まで
3	質問への回答	令和7年6月25日(水) まで随時回答
4	参加申請書提出	令和7年7月2日(水) 17時まで
5	参加資格審査結果通知	令和7年7月8日(火)
6	提案書提出	令和7年8月8日(金) 17時まで
7	審査会 プレゼンテーション実施(詳細は別途連絡)	令和7年8月26日(火)
8	審査結果通知	令和7年8月末

9	基本設計提案者決定及び実施設計委託事業契約締結	令和7年8月末
10	基本設計書納品	令和8年1月末

スケジュールは諸般の事情により変更の可能性がある。

12、問い合わせ先

長野県諏訪郡富士見町落合10777番地

富士見町役場 財務課 財政係

電話:0266-62-9126(直通) FAX:0266-62-4481

メールアドレス:keiyaku@town.fujimi.lg.jp